

INTERVIEW

昨年2月、遊技機メーカー8社が発起人となって「日本パチスロ特許株式会社」が設立された。同社では、加盟社が持ち寄った特許を、事業化を希望する企業に公平に許諾する「パテントプール」を事業化した。特許庁で遊技機業界の特許を数多く審査した経験を持つ山口大学学長特命補佐知的財産センターの佐田洋一郎センター長に、この仕組みが産業界にもたらす意義などを聞いた。

# 日本パチスロ特許が事業化 パテントプール事業の意義とは!?

山口大学学長特命補佐知的財産センター

佐田洋一郎 センター長

——佐田先生は大学で知的財産に関する文化と仕組みの普及や、産業界へ特許の移転・流通事業等に活躍されています。知的財産とは特許や商標などを指すと思いますが、産業界にとってどのような効果をもたらすのでしょうか？

佐田センター長(以下、敬称略) 代表的な例として有名なのが、私の出身地でもある福岡県久留米市の名士で、ブリヂストンの創業者である石橋正二郎さんの話です。まだ「わら草履」が一般的だった大正時代、石橋さんは、室内用の足袋の裏にゴムを貼り付け、外で

も活動できる「地下足袋」(じかたび)を考え付きました。そこで久留米から東京の特許庁まで出向き、特許の有無を調べたのです。すると、すでに先行考案者がいたことがわかりました。そこで石橋さんは先行考案者からその考案を買い取りました。当時のお金で約

300万円と聞いています。それでも地下足袋を事業化したことで巨額の資金ができ、現在のブリヂストンを築き上げたのです。これに代表されるように、特許による利益で企業や地域を支えたケースはいくつもあるのです。

——特許庁で、パチンコ・パチスロの特許審査や審判を行った経験があるとお聞きしました。この業界の知的財産、特に特許権全般についてどのような印象をお持ちですか？

**佐田** 特許庁では1976年ごろから約6年間審査官として、また98年から約2年審判長としてパチンコ・パチスロ遊技機の特許出願の審査や審判を担当しました。そのときに審査等の業務に必要な遊技機の構造や制御方法、遊技機業界の成り立ちなどを勉強しました。まず初めに感心したことがありました。当時、特許庁は未曾有の出願ラッシュに追われ、処理が追いつかず危機的状況が生じていました。そこで審査案件量の軽減策として、審査請求

済み案件の見直し要請ができないかを庁内で検討したのです。しかし、一部の業界に打診したところ予想通り反発が返って来た。そんななかで、パチンコ業界が唯一協力を受け入れてくれたのです。それがきっかけでその後、出願大手の業界に無駄な出願や審査請求を控えてもらうことができ、審査案件の量を抑えられました。危うかった機能不全状態から脱出できたのです。これはまさしくきつかけを作ってくれたパチンコ業界のお陰であり、担当者たちはこの業界に対して好印象を持ったのです。

また、当時パチンコメーカーはほとんど中小企業だったにもかかわらず、

登録率や実施化率が高かった。これは特許への意識が他の業界より高いことの現れでもありました。その背景には、かつて特許訴訟が頻発した時代があり、そのことがあつてメーカー各社は特許を取得することの意義を実感し、特許意識の高さに繋がっているようだと関係者から聞かされました。行政面の支援の必要性を一番審査官として感じたものでした。それ以来、遊技機業界の特許活動に対してはずっと興味を持ってみえています。

——日本パチスロ特許が掲げている「パテントプール事業」。聞き慣れない言葉ですが、どんな仕組みなのでしょう？

**佐田** パテントプール事業には様々な方式がありますが、典型的な例では事業を行う上で必要となる複数の企業の特許の特許権を特許管理会社に集約（プール）し、事業化を希望する企業に許諾する事業のことを言います。商品も役務も取り扱わない、いわば「特許流通代行業」ということですね。パテントプール事業は、特許技術の円滑な流通が図られ産業が発展するシステムとして、古くから様々な事業分野ごとや製品ごとに行われています。最近では「LTE」のような高速通信の特許プール事業が代表格として挙げられます。

パテントプール事業は、古くから海

外でも行われており、当初はスムーズな技術移転のためのツールとして期待がかけられ、我が国の大学の知的財産流通事業の検討会等でよく話題に上っていました。ところが技術が高度化し、複合化する中で、特許権も複雑に絡み合うことが多くなってきた結果、パテントプールの実施で重要な「必須特許の選定や特許の抵触性の問題」、「必須ではない特許や無効特許の混在する問題」、「特許の利用率の算定の問題」等々が複雑に絡み始め、実務処理が困難になりかねない状況になってきたのです。

特許庁は昨年、パテントプール機関に対して大がかりな実態調査を行い、「パテントプールを巡る諸課題に関する調査研究報告書」（平成25年2月）にまとめました。これに問題点等が詳しく分析されていますので、ご興味のある方は一読されることとお薦めします。

——日本パチスロ特許のパテントプール事業について意見を求められたとのことですが、どんな感想をお持ちですか？

**佐田** 学識経験者としてパテントプール事業の仕組みの評価を依頼されました。でも、アドバイスというよりこちらが教えていただいた感じでした。取材中に「えっ本当？」と聞き返すほど、これまでの常識を破る方式が採られています。この仕組みによる運営を

た経営者や発案した軍師に対して称賛の念を持ちました。経営面はもとより知的財産活用や特許流通事業の観点から注目し値するものだったからです。

特許の裁判をみると明らかのように、特許を買って高く売りつけるような商売をするファンド（パテントホール）を除き、通常は特許訴訟の相手はほとんど同業者です。仮に、同業者間の訴訟を解消しようとするれば、少なくとも同業者間で保有する「全ての特許を開放し合う」ことができれば特許紛争が少なくなるというのが理屈であり、それこそが望ましいと思っっています。こうした意見を色々な場で提唱する度に、「新たに開発した技術を競争相手にすぐに（特許を）開放することは、敵に塩を送るようなもので、それは夢みたくない実現性のない話」と一笑に付されてきました。ところが、一笑に付されたこの考え方が、日本パチスロ特許で昨年より運用され始めました。詳しく取材をすると、この全ての特許を集約し許諾するという事業の仕組みは、他の所ですでに実施されており、パチスロの業界の構造に合わせて構築し運用しているとのことでした。

同様な状況下におかれた産業界に対して、「特許を束にしてコンソーシアムを組み、相互利用体制で経営の活性化を図ること」を行政当局は提唱していますが、なかなか実現されていない

## 日本パチスロ特許が事業化

### パテントプール事業の意義とは!?

のが現実です。それが民間の手で自主的に仕組みを構築した点で、パテントプール事業のまさにイノベーションと言えるものでした。大変な驚きと感動すら覚えました。一方、不思議なことに、この仕組みを考えた業界の関係者に取材をすると、革新的なことを達成したという認識がそれほどありません。

大学内で知的財産流通事業を扱って10年になりますが、実は良い研究ほど本人にその自覚がない傾向があり、誰かが評価し、仲介的に宣伝をしないとなかなか世の中に認識されない。この仕組みをできるだけ広く世の中に広め、もし既に行き詰まっているパテントプール事業の機関や技術移転機関等で取り入れることができれば、何らかの打開策になると思われれます。

このような仕組みは、一般的に行われている「事業に必要な必須特許」だけを選定して集約し許諾する「パテントプール」という用語は似合わないと思います。技術の古い新しいにかかわらず、どの特許を使っても変わらない価格で許諾され、多くの会員の間ですべての特許を相互に利用するのですか



さだ・よういちろう

1947年生まれ。70年に通商産業省入省。72年に特許庁に出向し、特許庁審査部審査官(土木、建築、事務機器(遊技機を含む)、同審判部審査長などを歴任。04年に山口大学教授(知的財産本部長)、06年に山口TLO(技術移転機関)取締役、12年から山口大学学長特命補佐・知的財産センター長。

ら、「パテントシェアリング」と名付けたらどうかと思っています。

——特許を許諾するときの価格は、一般的にどのように決められるのですか?

**佐田** かつて、特許庁が数多くの実施料の実態調査を行い、一般産業界での平均的実施料が製品価格の3〜5%であることを分析した結果、国が保有する特許については、国の研究成果の普及促進というミッションを持っているため、産業界の実施料より少し下げた2〜5%が基準モデルとして採用されました。以来、この基準が公的研究機関はじめ企業間でも活用され始め定着しています。特許庁が12年に実施した業界分野ごとの特許の実施料の実態

調査でも、遊技機に近い製品分野の電気応用機器では平均3%で実施許諾がなされていました。裁判所の判決でも上記の特許庁が算定した実施料の料率が使われているようです。日本パチスロ特許では、この業界実施料の3%を基準とし、利用者のためにこの基準より更に1%ほど低く設定した実製品価格の2%を基準にし、会員から許諾を受けてプールされた特許権の業界全体における実施比率を算出して同社の実施料を決めたと聞きました。このような考えに基づく実施料の設定は非常に合理的なものだと思います。

——パチスロ業界では特許会社が二つできることになりました。これについてどのようにお考えでしょうか?

**佐田** 特許保有企業の特許権を尊重しながら併せて実施企業の負担を考慮し、バランスと調和がとれた仕組みを作る目的で日本パチスロ特許が設立されたと聞きました。双方のパテントプール事業機関はそれぞれの会員のサービス向上を図りつつ、この事業の健全化を目指すことが使命だと思います。そして特許権を尊重した合理的な実施料の設定やこの事業の仕組みなどパテントプール事業のあるべき姿について、業界全体の発展という観点から知恵を出し合いより良い方向を模索する必要があります。ではないでしょうか。

——最後に、パチスロ業界におけるパテントプール事業の役割についてお聞かせください。

**佐田** ぜひとも「パテントシェアリングシステム」をこの業界で定着させていきたいですね。それが範となっていくことになれば、今や産業財産権制度の大きな課題となっている特許流通の一つの解決手段が示されると思います。特許法の目的(第一条)に掲げられている「発明の利用を図ることにより……産業の発達に寄与する」という期待に対し、この利用を推進できる仕組みがこの業界から提起されたことの意味は極めて大きく、このことをできるだけ多くの方や産業界に知ってもらいたいと思っています。

▲